

公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2024年6月28日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第4号

公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程（2019年4月1日規程第71号）の一部を改正する規程

(改正前)	(改正後)
<p>(昇給等の基準) 第5条 1～5 略 6 _____55歳（細則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で細則で定めるもの）以上の職員に関する当該年齢に達した日後の最初の4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは「2号給」とする。</p>	<p>前項の規定にかかわらず、 第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は勤務成績に応じて細則に定める基準に従い決定するものとする。</p>

附 則

(施行期日)

1 この規程は、2024年7月1日から施行する。

(昇給に関する経過措置)

2 この規程による改正後の公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程（以下、「改正後の給与規程」という。）第5条第5項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員（附則別表第1の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に該当する職員を除く。）に対する改正後の給与規程第5条第6項の適用については、同項の施行日から2028年3月31日までの間においては、なお従前の例による。この場合において、この規程による改正前の公立大学法人神戸市看護大学職員の給与に関する規程第5条第6項中「2号給」とあるのは、「1号給」とする。

附則別表第1

給料表の種類	職務の級
一般職給料表	6級から8級まで
医療職給料表（2）	6級